

## 平成28年度 第2回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

### 1 日時

平成29年1月13日（金） 午前10時～午前10時40分頃

### 2 場所

ホテル本能寺 西館5階 「雁」

### 3 出席者（5名出席，1名欠席）

佐伯会長，辻副会長（欠席），上田委員，大島委員，後藤委員，谷田委員

### 4 議事内容

#### （1 開会）

##### 佐伯会長

おはようございます。会長の佐伯でございます。

皆様におかれましては，大変，お忙しい中，お集まりいただき，深く御礼申し上げます。また，第1回審議会におきましては，各委員に熱心に御議論をいただきまして，誠にありがとうございました。

本日は，第1回審議会で提出のあった，禁止区域の指定に係る諮問について，委員の皆様にご議論いただいた内容を踏まえ，答申を提出してまいります。

第1回審議会から期間もない中，委員の皆様のご御理解・御協力に改めて感謝を申し上げます。

市におかれましては，今回の答申を踏まえ，客引き行為等対策のより一層の推進にご尽力いただきますよう，お願いをいたします。

それでは，本日も，どうぞよろしく願いいたします。

#### （配布資料確認）

#### （委員紹介）

#### （定足数の確認）

#### （議事）

#### （1 新たな客引き行為等禁止区域の指定に係る答申）

##### 佐伯会長

それでは，平成28年12月12日に門川市長から諮問いただいた，客引き行為等禁止区域の指定について答申させていただきます。

詳細については，後程，事務局から説明いただきますが，私からは概要を申し上げます。

まず、「1 現状と課題」でございます。

平成27年9月1日から、現行の禁止区域における指導が開始され、違反者等に対する徹底した指導と、地域、京都市、警察等が一体となった取組により、平成28年9月1日には、命令違反を行った常習の客引き行為者等が公表されたほか、禁止区域内の客引き行為者が条例施行前と比較して約半減するなど、一定の成果を挙げています。

しかし、施行から1年経過した平成28年9月の実態調査では、禁止区域全体の行為者数は減少したものの、河原町区域の複数の地点で増加傾向を示すなど、引き続き継続的な対策が必要な状況にあり、また、客引き行為等を行う飲食店が東洞院錦小路周辺や京都駅北側周辺等に進出している状況もあり、対象区域の拡大が求められているところです。

次に、「2 禁止区域の指定の考え方等」についてでございます。

禁止区域の指定の考え方等につきましては、前回の答申で付帯意見として、「今後、情勢が変化した場合は、本審議会において見直しを行う可能性があること。」としていますが、現段階において、特段の情勢変化は認められないことから、今回の禁止区域指定の答申に当たっては、前回の答申で示した考え方、要件等を引き続き適用するものとしています。

これらを踏まえ、「3 具体的な禁止区域」におきまして、今回、提出された要望書の要望区域ごとに、指定要件に当てはめて、禁止区域を検証しております。

その結果、別の資料のとおり、客引き行為等禁止区域に指定することが妥当と考えておりますので、その旨答申いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

## 寺井文化市民局長

ありがとうございました。

会長をはじめ委員の皆様には12月に諮問して以降、御熱心に御討議をいただき、短い期間ではございますが答申を取りまとめていただきました。改めて御礼を申し上げます。

この答申を踏まえまして、新たな客引き行為等禁止区域の指定に向け所定の手続きを進めてまいりたいと考えています。

どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

## 事務局

(答申 読み上げ)

## **(2 意見交換等)**

### **後藤委員**

私有地の取扱いについて、今回、新たに指定する区域の中に該当する箇所はありますか。

### **事務局**

大きいところで申しますと、京都駅前広場が私有地に該当してきます。これについては、要望書を提出された団体がJR、駅ビル開発などと協議されていますが、基本的にはガードマンが常時警備しており、チラシ配り、客引き行為などすべて禁止しているとのことです。

もしそのような行為を発見すれば、ガードマンが管理権に基づき排除し、応じなければ、警察に通報し軽犯罪法違反で対応しているとのことです。

このため、団体の皆様としては、現段階は自主警備の取組がなされているので指定の必要はないとのことで、今回禁止区域の指定はしないと考えています。

### **谷田委員**

前回や前々回などの審議会で、開催結果が新聞で報道されていました。これからも、審議会について広く報道関係に広報してもらえればいいと思います。新聞等での報道があれば市民の方に関心を持ってもらうために非常によいと考えています。市民しんぶんだけでは、どうしても周知が足りないと思います。市民の方に市政に興味を持っていたくには非常に良い取組なので、今後とも積極的に広報を行っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

### **大島委員**

日彰学区のエリアで三条通についてお伺いします。この区域で前回と同様に客引き禁止区域の路面シート等を設置すると思いますが、今後、どのような形で周知をしていくのでしょうか。

### **事務局**

これまでと同様に路面シートを設置したいと考えています。設置に当たっては、設置箇所など地元の方と協議もしながら進め、また、景観も含めて支障のないものとなるよう考えていきます。

### **大島委員**

三条通は三条通界わい景観整備地区に指定されており、地域景観づくり協議会に認定

されている三条まちづくり協議会をはじめとした地元の団体としっかりと協議しながら進めていただけるほうがよいと思います。

## **事務局**

路面シートについては、景観地区にも対応可能な「こげ茶色」のものもあるので、景観にも配慮し、しっかりと協議をしながら進めてまいります。

## **大島委員**

路側帯で特殊な舗装をしているので、工夫もしていただければと思います。

## **(閉会)**

### **寺井文化市民局長**

先ほど、新たな客引き行為等禁止区域の指定について答申をいただき、誠にありがとうございました。

この答申をもとに、市会に対して報告をし、2月には新たな禁止区域を告示し、4月1日からの施行に向け、地域の商店会や自治組織の皆様と連携しながら、周知に努めてまいりたいと思います。

また、来年度予算は決まっていますが、現在の3名の指導員についても拡充をしていきたいと考えています。

昨年の禁止区域の指定においては審議会委員の皆様には多大なる御協力をいただきました。

また、この間、地域の皆様をはじめとした各関係者のご努力も相まって、大きな成果をあげることができています。

今回の禁止区域の指定により、新たなステージを迎えることとなりますが、まだまだ課題もございます。今後、より一層、取組を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、お力添えいただきますようお願いいたします。御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。